

福 第 1441 号
平成23年12月20日

社会福祉施設等を設置する法人の長 様
社 会 福 祉 施 設 等 の 長 様

新潟県福祉保健部長

社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防の徹底について(通知)

全国的な感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、厚生労働省から別紙のとおり 12 月 13 日付けでノロウイルス予防啓発について事務連絡がありました。

本県では、感染性胃腸炎定点当たりの届け出数が微増ですが、増加傾向が見られます。(平成 23 年 12 月 2 日付け「ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報」第 3 号より)

貴職におかれましては、下記ホームページの情報に留意し、利用者及び職員の健康状態の把握と施設内の衛生管理に努め、感染性胃腸炎の発生・まん延防止に一層努めてくださるようお願いいたします。

【参考】

- ・ ノロウイルスによる感染性胃腸炎・食中毒情報 (新潟県ホームページ)
http://www.fureaikan.net/syokuinfo/01consumer/con02/con02_02/con02_02_05_01.html
- ・ 「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>
- ・ 「社会福祉施設、介護老人保健施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」 (平成 20 年 1 月 31 日付け福第 1804 号新潟県福祉保健部長通知、平成 19 年 12 月 26 日付け雇児総発、社援基発、障企発、老計発第 1226001 号)
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/175/592/200131tuuti.pdf

担 当：新潟県福祉保健部 福祉保健課地域福祉係 齋藤 電 話：025-280-5176 (直通) F A X：025-283-3466
--

ノロウイルス情報 第3号



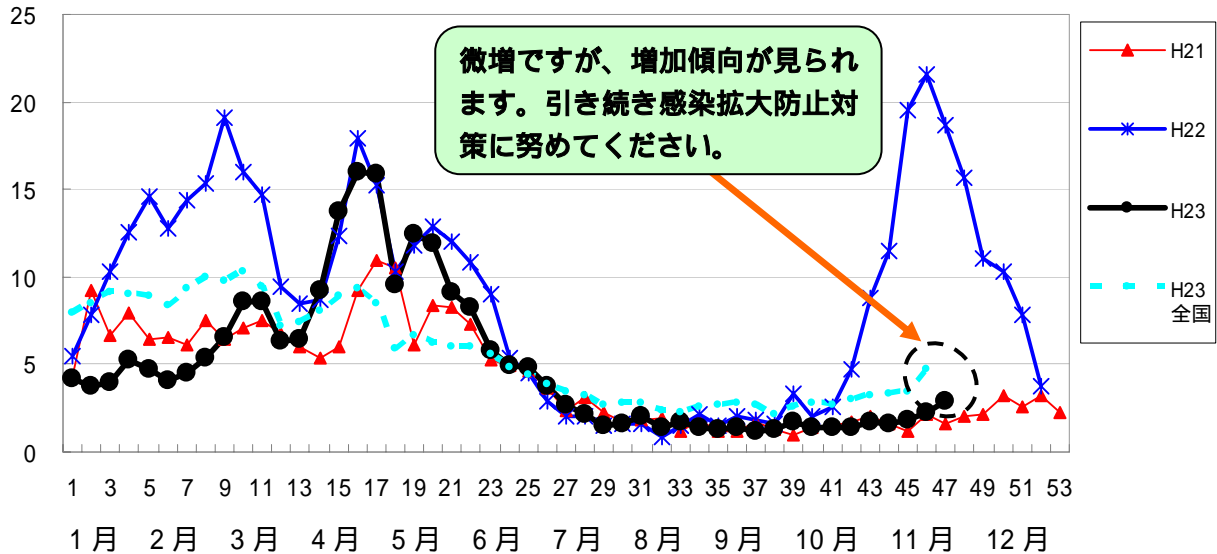
平成 23 年 12 月 2 日
福祉保健部生活衛生課
健康対策課

県内では、「感染性胃腸炎定点当たりの届出数(感染症サーベイランス)」のとおり、定点当たりの報告数(■)が、微増ですが増加傾向にあります。

今後も、報告数は上昇し続ける可能性がありますので、感染拡大防止を徹底してください。

(■ 定点当たりの報告数とは、報告対象医療機関あたりの感染性胃腸炎の患者数です。)

感染性胃腸炎定点当たりの届出数(感染症サーベイランス)



ノロウイルスに感染すると...

ノロウイルスは感染後 24～48 時間後に、吐き気、おう吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を呈します。

症状は 1～3 日間で消失し、長くとも 1 週間以内に消失します。ただし、症状消失後も 1 週間程度、また長い人では 1 ヶ月程度、ノロウイルスが便とともに排泄されます。また、感染しても症状が出ない場合もあります。

感染拡大防止や感染予防に、正しい手洗いを徹底しましょう。



地域振興局別報告数(定点当)

新潟市	2.29
新発田	3.60
新津
三条	5.50
長岡	2.75
魚沼	1.67
南魚沼	1.00
十日町
柏崎	1.67
糸魚川	10.00
村上
佐渡	1.50
上越	4.33

(H23.11.21～11.27)

次号は、12月16日に掲載予定です。

詳しい予防ポイントは新潟県ホームページ内「にいがた食の安全インフォメーション」をご覧ください。

<http://www.fureaikan.net/syokuinfo/> またはネットで「にいがた食の安全」と検索！

お問い合わせ 生活衛生課 Tel 直通 025(280)5205 健康対策課 Tel 直通 025(280)5200

もしくは最寄りの地域振興局健康福祉(環境)部(保健所)まで



事務連絡
平成 23 年 12 月 13 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）御中
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省老健局総務課

社会福祉施設等におけるノロウィルスの予防啓発について

今般、感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、別添のとおり、平成 23 年 12 月 2 日付事務連絡「感染性胃腸炎の流行に伴うノロウィルスの予防啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部監視安全課連名）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図り、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウィルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウィルスに関する Q&A」を参考に、所管の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。

事務連絡
平成23年12月2日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部 御中

厚生労働省 健康局 結核感染症課
医薬食品局 食品安全部 監視安全課

感染性胃腸炎の流行に伴うノロウイルスの予防啓発について

日頃より感染症及び食中毒に係る調査等へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
感染性胃腸炎の患者発生は、例年、12月の中旬頃にピークとなる傾向となっており、本年も、感染性胃腸炎の定点当たりの届出数が、第42週以降増加しております。

この同時期に発生する感染性胃腸炎のうち、特に集団発生例の多くはノロウイルスによるものであると推測されており（国立感染症研究所感染症情報センターホームページ <http://idsc.nih.go.jp/iasr/noro.html> 参照）、今後のノロウイルスによる感染性胃腸炎や食中毒の発生動向には注意が必要な状況となっております。

つきましては、ノロウイルスによる感染性胃腸炎が急増するシーズンを迎えることに鑑み、「ノロウイルスに関するQ&A」を参考に、地域住民や社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、これまで感染者が食品の調理に従事することによる食中毒も多発していることから、関連通知を参考にノロウイルスによる食中毒の発生防止対策にも留意願います。

(参考)

ノロウイルス検出状況 2011/12シーズン
<http://idsc.nih.go.jp/iasr/noro.html>

ノロウイルスに関するQ&A（最終改定：平成23年5月29日）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html>